

山梨県公報

第二千九十三号

平成二十二年

十一月二十九日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定（三件）……………	六七九
公告	
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	六八〇
開発行為に関する工事の完了について……………	六八〇

告示

山梨県告示第三百六十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 平成二十二年十一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
 南巨摩郡身延町大島字長野六四四三内二、六四四三内四、六四四七内一、六四四九内一、六四四九内三
- 二 指定の目的
 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

縦覧に供する。）

山梨県告示第三百六十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 平成二十二年十一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
 南巨摩郡身延町大炊平字山ノ神一三二四、一三二五、一三二六、一三三三、一三三四、一三三五、一三三三三、一三三三四
- 二 指定の目的
 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 平成二十二年十一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
 甲州市大和町日影字八倉七〇五の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
 水源のかん養
- 三 指定施業要件

公 告

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字八倉七〇五の一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十二年十一月二十九日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
山梨県知事 横 内 正 明
中巨摩郡昭和町築地新居字東河原二六三の一、二六三の三、二六三の四、二六三の五、二六三の六及び二六三の七の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町飯喰四百十八番地の一 有限会社不動産かたやま 代表取締役 片山 卓見

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十二年十一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河東中島字十二枚一八四五の三及び一八四五の三地先水路の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町紙漕阿原二千三百五十八番地 クレールK B棟一〇一号 保坂由紀 保坂 里恵